

つくば市指定学校変更(学区外就学)許可基準

令和7年10月1日改定

※つくば市内に住民登録をしている児童生徒について、指定校以外への就学(入学)を希望する場合の許可基準です。
※提出書類の不足や不備、虚偽の申請、当初の事情に変更があった等の場合には、本来就学すべき学校へ就学していただくこととなります。
※学区外からの通学方法については、原則、保護者の送迎となります。

区 分		許 可 要 件	許 可 期 限	必 要 書 類 等
住所異動に関する理由	転居	小学校又は義務教育学校1～3年生の途中で他の通学区域に転居するが、現在の学校に引き続き就学したいとき。	学年終了まで	
		小学校4～6年生、中学校1～3年生又は義務教育学校4～9年生の途中で他の通学区域に転居するが、現在の学校に引き続き就学したいとき。	卒業まで※1	
		小学生の転居で、転居先の中学校区が転居前と同じ場合。	卒業まで	
	転居予定	住宅の建築等により完成(購入)後の住所異動が確実であり、予定先の学校に就学したいとき。	教育委員会が認める期間 (おおむね1年以内)	建築確認申請書の写し 売買契約書の写し 建物賃貸借契約書の写し
	一時的な転居	住宅の新増改築のため一時的に他の通学区域へ転居するが、住宅の完成後に戻るため、現在の学校に引き続き就学したいとき。	教育委員会が認める期間	建築確認申請書の写し 売買契約書の写し 建物賃貸借契約書の写し
身体に関する理由	障害や病気治療等のため指定学校への通学が困難であると認められるとき。		教育委員会が認める期間	医師の診断書の写し
	特別支援学級への入級が適当であると認められ、指定学校に特別支援学級がなく、該当する特別支援学級を有する学校に就学したいとき。(就学先は自宅から一番近い学校になります)		卒業まで※1	
家庭に関する理由	保護者の勤務等の事情により、祖父母宅・親類宅・児童クラブ等で放課後保育をするため、その学区の学校に就学したいとき。(小学校・義務教育学校1～6年生のみ該当) ※児童クラブ利用を理由として指定学校変更をする場合、勤務地や勤務時間等により指定学校を対象とする児童クラブ利用では不都合がある場合に限る。		学年終了まで(年度更新)	勤務証明書 保育証明書 在籍証明書 ※つくば市公営児童クラブ利用の場合は、申請書類・決定通知の写しで可
	保護者が学区外で自営業を営んでいて、放課後経営する事業所内で保育をするため、その学区の学校に就学したいとき。(小学校・義務教育学校1～6年生のみ該当)		学年終了まで(年度更新)	
	家庭内暴力又は債権の取り立て等の特別な理由により、指定学校に就学できないとき。		学年終了まで(年度更新)	賃貸借契約書の写し
	学区外の自治会に加入しているとき。		卒業まで※1	自治会加入証明書
地理的理由	指定学校までの通学距離が、小学校(前期課程)にあつては2km以上、中学校(後期課程)にあつては3km以上あり、就学を希望する学校までの通学距離が、指定学校までの通学距離より明らかに近く、安全な通学経路が確保される場合。※2		卒業まで※1	
学校新設に関する理由(さくら小学校)	令和8年度にさくら小学校の6年生となる児童が、現在の学校に引き続き就学したいとき。		卒業まで	
学区変更に関する理由(島名・香取台)	令和8年度又は令和9年度に1年生となる児童で、島名小学校の通学区域のうち、令和10年度から香取台小学校の通学区域に変更となる区域に居住するものが、香取台小学校へ就学したいとき。		卒業まで	
小規模特認校に関する理由	小規模特認校として特色ある教育活動を行う、栗原小学校・谷田部南小学校で教育を受けさせたいと希望するとき。または、栗原小学校・谷田部南小学校の通学区域に居住する児童が、同一学園内の近隣の小学校へ就学したいとき。		卒業まで	同意・確認書(小規模特認校への就学希望の場合)
同一学園の中学校進学に関する理由	何らかの理由により指定校以外の小学校へ就学し卒業する児童で、卒業した小学校の属する学園の中学校へ就学したいとき。または、何らかの理由により指定校以外の義務教育学校前期課程へ就学する児童で、前期課程修了後にその義務教育学校の後期課程に就学したいとき。		卒業まで	
いじめに関する理由 ※4	いじめにより、指定学校以外の学校に就学したいとき。		卒業まで※1	必要書類は、状況に応じて教育委員会が決定する。
不登校に関する理由 ※4	不登校により、指定学校以外の学校に就学したいとき。		卒業まで※1	必要書類は、状況に応じて教育委員会が決定する。
きょうだい(在籍)に関する理由	きょうだい(在籍)している学校へ就学したいとき。		卒業まで又はきょうだいの在籍期間まで※1、3	
教育的配慮に関する理由	教育委員会が特に妥当と認める場合。		適当と認められる期間	必要書類は、状況に応じて教育委員会が決定する。

※1 義務教育学校においては、1～6年生は6年生終了時、7～9年生は9年生終了時までとする。

※2 自宅から学校まで安全に通学できる経路による最短の通学距離とするが、現行の通学路及び過去の通学路を参考とする。

※3 既に在籍の児童生徒について卒業までの承認等がない場合には、その承認期間又は在籍期間までとする。

※4 学校等の関係機関と協議し決定する。

※ 教室数に余裕がなく、今後の児童・生徒数の推計からみて、指定学校変更での受入れを制限する学校を指定する。

(いじめに関する理由、不登校に関する理由、兄弟在籍に関する理由等の特別な理由がある場合は協議する。)

(指定学校変更制限校:竹園西小学校、香取台小学校、研究学園小学校、竹園東中学校、研究学園中学校、学園の森義務教育学校、みどりの学園義務教育学校)